

## 1. はじめに

順天堂は、1838（天保9）年、学祖・佐藤泰然が江戸薬研堀（現在の東日本橋）に開塾した西洋医学塾に端を発し、今に繋がる日本最古の医育機関であり、2018（平成30）年に創立180周年を迎えた。

本学は、学是「仁」、理念「不断前進」のもと、出身校・国籍・性別による差別のない「三無主義」を学風として掲げ、6学部3研究科6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として、教育、研究、診療・実践、そしてリベラルアーツを通じて国際レベルの社会貢献と人材育成を進めている。

このような中で、本学は、理念・目的に照らして、次の通り更なる運営規模の拡充を図っている。

2020（令和2）年度より

- ・医学研究科医科学専攻（修士課程）の入学定員増      (30名→40名)
- ・医学研究科医学専攻（博士課程）の入学定員増      (160名→180名)
- ・医療看護学研究科博士前期課程の入学定員増      (20名→25名)

2021（令和3）年度より（予定）

- ・スポーツ健康科学部の入学定員増                      (400名→600名)

## 2. 自己点検・評価における基本方針

本学は、自己点検・評価の実施目的を、以下のとおり、「順天堂大学学則」及び「順天堂大学大学院学則」にそれぞれ定めている。

### <順天堂大学学則>

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

### <順天堂大学大学院学則>

第1条 順天堂大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

自己点検・評価体制については、「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」を整備している。本学では、同規程に基づき、定期的に自己点検・評価を行ってきた。今回（第14次）の自己点検・評価は、評価対象年度を、2019（令和元）年度として、次の3つの基本方針に基づき実施した。

## 序章

### <基本方針>

- 1) 大学基準協会の10項目による大学基準に係る点検・評価項目についてまとめる。
- 2) 設定した各方針に基づき適切に教育・研究等が展開されているかについての検証が行われ、その検証結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているかについて根拠資料をもとに説明する。
- 3) グローバル化進展の中で、大学教育の国際的通用性をどのように確保しているかについて説明する。

医学部附属病院については、医師・看護職・理学療法士・診療放射線技師養成における役割・機能の視点から点検・評価を行っている。

### 3. 前回の認証評価結果に対する本学の対応

2018（平成30）年12月に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を受けて、2019（令和元）年度に（公財）大学基準協会より、2016（平成28）年度の大学基準「適合」判定の妥当性を検証する調査を受けた。その結果、①「学生の受け入れ」、②「管理運営」及び③「内部質保証」の3項目について、問題指摘を受け、「不適合」へと判定を変更された。

本学では、指摘事項を真摯に受け止め、その改善に取り組んでいる。医学部の学生受け入れに関する指摘事項については、改善済であり、文部科学省からも2019（平成31）年度の入学選抜では、不適切な事案は確認されなかったとの通知を受けている。管理運営及び内部質保証に関する指摘事項についても、内部質保証の体制及び手続に関する規程を整備するとともに、既存の関連規程を改正し、2020（令和2）年4月から、全学的視点で、内部質保証推進委員会を中心に改善に取り組んだ。2020（令和2）年7月には、同協会に対し追評価を申請し、2016（平成28）年度に同協会の大学評価を受審した際に指摘された5項目の努力課題についても、あわせて改善報告書を提出している。

2020（令和2）年10月

自己点検・評価運営委員会委員長

木南英紀